

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年3月19日

1 概要

(1) 契約予定件名

児童手当作業委託

(2) 目的

世田谷区の児童手当支給事務を適正に行うため、児童手当における現況届の処理作業等の一連の業務を正確に、迅速に、かつ効率的に行う。

(3) 業務内容

- ①各種通知書等の印刷・印字等作業（以下、「各種通知書等作成作業」（単価複数払契約）
 - ・認定通知書の印刷：区から提供する原稿を元に圧着ハガキに印刷する。
 - ・認定通知書の印字：区から提供する通知書用データを元に圧着ハガキに印字する。
- ②現況届等の印刷・印字等作業（以下、「現況届等作成作業」という。）（単価複数払契約）
 - ・各種帳票の印刷：区から提供する原稿を元に、各種帳票を印刷する。各種帳票は、現況届、案内文、送付用窓あき封筒、返信用封筒等。
 - ・現況届の印字：区から提供する印字データを元に印字する。
 - ・現況届の封入・封緘・発送
- ③現況届の処理作業（以下、「現況届処理作業」という。）（単価複数払契約）
 - ・区から受領した未開封現況届を開封し、仕分けをする。
 - ・現況届を、エスカレーション現況届、不備現況届、OK現況届に分類する。
 - ・エスカレーション現況届再処理を行う。
 - ・不備現況届補正処理を行う。
 - ・OK現況届データの作成・納品。
- ④現況届の電話対応業務（以下、「電話対応業務」という。）（総価一括払契約）
 - ・区が提供する「対応表」により、問い合わせに電話対応する。
 - ・対象：署名または捺印、保険証コピー等の添付で簡易に完成できる現況届を送付している受給者。

(4) 履行期間

契約の日（平成26年4月下旬予定）から平成27年3月31日まで

※ただし、平成27年度及び平成28年度についても、各年度における本事業の予算配当があり、かつ前年度の履行状況が良好であることを条件として、引き続き契約する予定がある。

(5) 対象世帯総数

約 65,000世帯

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から、入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成23年度以降、人口40万人規模以上の地方自治体において児童手当現況届等処理作業と同種の業務又は類似業務について実績があること。
- (6) プライバシーマークまたはISMS認証を取得しているか、もしくは自社においてこれらの資格を取得している者と同等程度の個人情報保護に関する社内規定を設けていること。

3 提案者の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 選定スケジュール

平成26年3月19日	公告
3月26日	参加表明書提出締め切り
4月9日	提案書提出締め切り
4月10日	審査
4月16日	事業者決定、決定通知発送
4月17日	契約に向けた打ち合わせ開始

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 業務の実行能力

- ・作業処理方法全般の妥当性
- ・作業の計画性
- ・作業体制
- ・作業方法の具体性
- ・作業の正確性
- ・作業の迅速性

(2) リスクとその対処方法

- ・情報保護に関する社内の管理体制
- ・業務における情報保護の確実性

(3) 事業実施における総合的な経済性

- ・作業コストの経済性

(4) 業務を安定的に遂行する能力

- ・児童手当現況届、同種又は類似業務の実績の内容

(5) 業務実施方針及び手法

- ・説明書の理解度
- ・事業実施計画の妥当性

6 手続等

(1) 担当部課

世田谷区子ども部子ども育成推進課子ども医療・手当係

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03-5432-2309 F A X 03-5432-3016

Eメールアドレス： S E A O 2 2 3 6 @mb.city.setagaya.tokyo.jp

※区の組織改正があった場合の改正後の名称等については別途通知する。

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成26年3月19日(水)～平成26年3月26日(水)

② 交付場所

上記(1)に同じ。

③ 交付方法

希望者に無償配布する。

(受付期間：午前8時30分～午後5時まで 土日祝日除く)

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 受領期限

平成26年3月26日(水) 午後5時まで必着

② 提出場所

上記(1)に同じ。

③ 提出方法

持参またはF A X。(F A Xの場合は到着確認の連絡を必ず行うこと)

(4) 質疑・回答

① 質問受付

平成26年3月20日から平成26年3月28日午後5時まで
質問は電子メールで行うこと。

② 回答

平成26年4月1日

質問内容及び回答書は、全事業者に電子メールで送信する。

(5) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 受領期限
平成26年4月9日（水）午後5時まで必着
- ② 提出場所
上記（1）に同じ。
- ③ 提出方法
持参に限る。

7 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）契約保証金 免除
- （3）契約書作成の要否 要
- （4）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （5）参加表明書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用の負担については、世田谷区では一切負担しない。
- （6）参加を表明した者及び提案書を提出した者からの提出物は返却しない。
- （7）本件選定は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- （8）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （9）提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合、その者が行った提案は無効とする。
- （10）本件は、平成26年度予算の配当を条件として契約する。
- （11）詳細は「児童手当作業委託事業者選定説明書」による。